

「建設業退職金共済制度」の  
運用方法と普及徹底のための措置について

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
建退共宮城県支部

## 【建退共制度とは】

この制度は、昭和 39 年 10 月に中小企業退職金共済法の改正によって、建設現場で働く労働者の福祉対策の一環として設けられました。

この制度の特色は、建設現場労働者が事業主を転々とかえても建設業という業種に就労する特殊な雇用形態を救済し、建設業に従事しなくなったとき、各事業主の雇用した期間を全部通算して退職金が支払われるという点にあります。いわば建設業界内の退職金制度です。

本制度は、この法律によって設立された勤労者退職金共済機構が全責任をもって運営しておりますので、安全かつ確実です。

なお、公共工事では、建退共制度の掛金相当額は工事費の中に含まれています。

受注者は、建退共制度への加入、共済証紙の購入等について適切な対応を行うことが求められます。

## 【制度の仕組み】

この制度は、建設業の事業主が当機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に当機構が交付する共済手帳に労働者が働いた日数に応じ共済証紙を貼り、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、当機構が直接労働者に退職金を支払うというものです。

## 【建退共制度に対する発注者の援助について】

### 〈掛金積算〉

建退共の掛金について国土交通省（建設省）は、昭和 40 年より直轄工事による工事費の中に掛金相当額を現場管理費の一部として積算しており、この旨を関係機関に通達しました。

この積算措置は、他の省庁、公団、公社、事業団等においても相次いで採用されるようになり、昭和 41 年度からは補助事業に係る工事費の中に掛金相当額を起算することされ、それが都道府県に通達されこれを受け県は、管内市町村に対し同趣旨の通達をしました。

### 〈加入・履行証明書〉

昭和 40 年 12 月、国土交通省（当時建設省）の諮問機関である中央建設業審議会は、建設労働者の労働条件が工事の適正な施工の面に重大な影響を及ぼすとの理由から、入札参加

業者の選定にあたって「労働福祉の状況」を考慮するよう勧告しました。

このことにより「労働福祉の状況」は建退共制度の加入状況等によって判断することとされ、指名願の際には建退共加入状況欄を設けることとなりました。

また、他の発注官公庁等においては添付書類として「加入・履行証明書」をつけさせることとなり、建退共制度に加入しているかどうかは、建設業者の資格や入札参加に影響することとなってきました。

また経営事項審査においては、平成6年度の改正により新たに「建退共制度の加入の有無」が客観的評価対象となったことにより、公共工事の発注者は「加入・履行証明書」を提出させることとなりました。なお、平成11年3月に厚生労働省（労働省）、国土交通省（建設省）、機構の三社でとりまとめた「建退共改善方策」を受けて建退共では前記の加入・履行証明書を発行する際には証明願とあわせて、共済手帳及び共済証紙の受払を提出させ、共済手帳の更新及び共済証紙の購入が適正になされていることを確認することされています。

## 【履行確保の措置】

国土交通省（建設省）は建退共制度の掛金積算の措置を講じたにもかかわらず、加入状況や必要な証紙の購入及び共済手帳への証紙の貼付が十分でない状況に鑑み、昭和45年4月証紙の購入・貼付等の共済契約の履行を確保するための措置を定め各方面に通達しました。

- ① 発注官公庁等は工事を契約したときには、建退共の発注者用掛金収納書を受注業者から提出させること。
- ② 前項の収納書は、工事契約締結後一定期間内に提出させること。
- ③ 発注官公庁等は工事を発注するための現場説明において、受注業者が建退共制度に加入することを勧奨するほか、証紙購入の必要性について説明すること。

また、「建退共改善方策」（平成11年3月）は、前記通達を全面改正したもので、改めて各方面に通達したものです。

前記①から③のほか主なものとして

- ④ 掛金収納書を期間内に提出できない事情があるときには、あらかじめ発注期間に申し出るもの。その場合その理由及び購入予定時期を書面で申し出させること。

- ⑤ ④の場合、及び請負契約額の増額変更の場合等で証紙を追加購入したときには工事完成時までにはその収納書を提出させること。追加購入しなかったときにはその理由を書面で申し出させること。
- ⑥ 発注期間は必要あるときには受注業者または建退共支部に共済証紙受払簿の提出を求めること。
- ⑦ 証紙の購入は、対象労働者の就労実態も基づき行うべきものであること。なおその把握が困難である場合には機構が定める「共済証紙購入の考え方」を参考にすること。
- ⑧ 受注業者は、下請業者の建退共加入及び共済証紙の購入・貼付を促進すべきこと、また下請業者の事務受託に努めること。
- ⑨ 受注業者に対し、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を提示させること。

貴職におかれましても、建退共の趣旨をご理解いただき制度普及徹底のため、特段のご協力をいただきますようお願いいたします。

# 発注者からみた建退共制度の流れ



1. 入札時は、入札予定業者から加入履行証明書等を徴取してください。
2. 工事契約締結後は元請業者から掛金収納書を徴取してください。併せて工事発注時の現場説明において、共済証紙購入及び共済手帳への共済証紙の貼付の必要性等を説明してください。
3. 建設業退職金共済制度の適用をうける工事現場であることを示す標識の掲示の確認をしてください。
4. 必要に応じて共済証紙受払簿等の証紙貼付状況の分かる書類を徴取してください。

